

令和4年第4回(12月)定例会一般質問(令和4年12月8日(木))

「教職員の働き方改革について」

○11番(中島章二君) [登壇]

おはようございます。通告に基づき、市政に対する一般質問を、1、成年後見制度の啓発と利用促進について、2、日田市総合的な子ども支援拠点整備計画について、3、教職員の働き方改革について、以上の3項目について行います。前日の議員の質問と重なる部分もありますが、答弁をお願いいたします。

最後に、教職員の働き方改革について質問します。

教職員の勤務実態の把握はどのように行っているのか、令和3年9月議会における教育長答弁で、現在のシステムは、いわゆる学校に登庁して退勤するまでの時間を把握しているもので、休憩時間がどれだけ取れたかという細かい把握はできていない、今後はそういったことについても把握していかなければならないという認識をしているとの答弁がありました。それ以降、休憩時間の把握についてどのような取組を行っているのかお聞かせください。

次に、教職員の長時間労働の削減についてですが、先ほどお聞きした休憩時間については、実際の場面では、昼休みに指導が入ったり相談があったりで、なかなか現状としては取れていないと思うとの教育長答弁もありました。

また、持ち帰り業務についても、全体としての業務量の縮減を図るという取組は必要であるとの前次長の答弁もありました。そこで、長時間労働の削減方法としての休憩時間確保や持ち帰り業務の削減や在校等時間の削減について、どのような取組を実施しているのかお聞かせください。

○副議長(坂本盛男君) 教育長。

○教育長(三笥眞治郎君) [登壇]

続きまして、教職員の働き方改革についてお答えいたします。

初めに、1点目の教職員の勤務実態の把握についてでございます。

教職員の勤務実態の把握につきましては、労働安全衛生法の改正に基づき、労働時間の把握が義務づけられ、学校における働き方改革が推進される中、平成31年1月に、文科省が公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定し、時間外勤務の上限の目安時間を示すとともに、勤務時間管理、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の適正化や必要な環境整備、健康管理など、校長及び教育委員会の管理運営における責務が示されました。

さらに、令和2年1月には、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他、教育職員の服務を監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を文科省が策定し、教育職員の業務量の適切な管理など、教育委員会が講ずべき措置が示されたところでございます。

そこで、議員お尋ねの教職員の勤務実態把握の方法と休憩時間の把握の取組についてでございますが、まず、教職員の勤務実態把握の方法につきましては、教職員の出退勤の時刻を記録し、正規の勤務時間7時間45分と休憩時間を除いた時間外在校等時間を把握できるシステムを平成30年10月に導入して以来、継続して市内全小中学校及び学校支援センターの全教職員の勤務実

態の把握を行っております。

次に、休憩時間の把握についてであります。現在導入しているシステムにおいては、出退勤時間と時間外在校等時間は把握できるものの、勤務時間内の休憩時間の実態把握はできないため、市教委としましては、昨年、11月に実施する時間外勤務実態調査の中に、休憩時間内に業務を行った場合、その日のうちにほかの時間帯に休憩時間を意識して確保するようにしたかという内容の休憩時間に関する調査項目を新たに設けることで、全教職員の休憩時間に関する実態の把握に努めているところでございます。

続きまして、2点目の教職員の長時間労働の削減についてでございます。

初めに、休憩時間確保のための取組でございますが、大分県学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例において、当該学校の特殊の必要がある場合は、休憩時間を一斉に与えないことができることとされていることから、教職員が業務のためやむを得ず休憩時間が取れなかった場合は、空き時間や放課後の時間を利用して、積極的に休憩時間を取らせるように校長会、教頭会において指導、助言を行ってまいりました。

また、指導、助言に加えて、時間外勤務実態調査で報告された当番制による昼休みの児童生徒の見守り活動、AIドリル活用による採点業務の削減などの各学校における休憩時間確保のための好事例について紹介し、全学校と共有を行ってまいりました。

次に、持ち帰り業務縮減のための取組についてであります。文科省が示した指針では、業務の持ち帰りを行わないことが原則とされていますが、子育て中の教職員が、決められた時間内に子どもを保育園に迎えに行く必要があるなど、家庭の都合等で持ち帰り業務を行った教職員につきましては、持ち帰り業務記録簿に入力したものを管理職が把握することで、持ち帰り業務時間が多い教職員につきましては、在校等時間が多い教職員と同様に、管理職による業務内容の確認や必要に応じて業務を複数で担当するなどの見直しを行うことで、業務量の調整を行っているところでございます。

最後に、在校等時間の縮減の取組についてであります。教職員の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を主な目的として設置しております日田市立学校職員衛生委員会を中心として、勤務実態の改善を行っているところでございます。

さらに、時間外勤務時間の縮減の推進を目的として、平成29年度に立ち上げた日田市立学校職員時間外勤務の縮減に向けた検討委員会において、業務量の総量を縮減、業務内容の効率化、教職員の意識改革を3つの柱に掲げ、在校等時間の縮減に向けた取組を組織的、継続的に推進しているところでございます。

在校等時間の縮減に向けた今年度の主な取組としましては、1つ目の業務量の総量縮減につきましては、タブレット端末を活用したアンケートの実施による集計業務の縮減、2つ目の業務内容の効率化につきましては、校務支援システム活用による通知表や出欠管理などの各種事務作業の効率化、3つ目の教職員の意識改革につきましては、退勤する最終時刻を決めて業務を行う最終退勤時刻設定週間や、ノー残業デーを各学校において月1回以上実施する取組などがございます。

私からは以上でございます。